

江南丹羽環境管理組合障害者活躍推進計画に基づく取組の実施状況の公表について

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第7条の3第6項の規定により、江南丹羽環境管理組合障害者活躍推進計画に基づく取組の実施状況を以下のとおり公表する。

令和5年4月30日

江南丹羽環境管理組合
管理者 大口町長 鈴木 雅博

評価年度	令和4年度【各任命権者共通】
1. 採用に関する目標	該当なし
2. 定着に関する目標	該当なし
3. 取組内容の実施状況	○障害者活躍の場の拡大推進に資するため、大口町障害者就労施設に対し物品の発注を行った。